

健康福祉委員会資料

(消防局関係)

2 陳情の審査

(1) 陳情第50号について

資料1 陳情第50号説明資料

令和6年5月28日

消 防 局

陳情第 5 0 号説明資料

「地方自治法第百条に基づく特別委員会設置についての陳情」について

1 陳情の要旨

地方自治法第百条に基づく特別委員会を設置し、令和 6 年 1 月 2 5 日開催の健康福祉委員会における消防局理事者の問題答弁の事実解明について

2 これまでの主な経緯

令和 5 年

- 7 月 3 1 日 陳情者から、居住するマンション内に存する東京電力パワーグリッド株式会社が管理する変電設備※について、清掃状況が条例に違反しているのではないか、また、変電設備に係る消防用設備等（消火器）について、消防法に基づく点検がされ、消防署に報告がされているのかとの質問があった。
※東京電力パワーグリッド株式会社が無償で借り受けている専用の電気室内に設置しているもの。
- 8 月 4 日 職員が現地に出向し、変電設備が存する電気室内については清掃が実施されていることを確認した。併せて、立ち会った東京電力パワーグリッド株式会社に対して継続して適正に維持管理するよう依頼した。また、消火器については消防署に適正に報告がされていることを確認し、後日陳情者にその旨回答した。
- 8 月以降 公文書開示請求等により、当該マンションの変電設備の届出状況、条例の届出の考え方、消防情報管理システムの入力内容及び消防署職員の接遇向上等について意見、要望があった。
- 9 月 1 9 日 宮前消防署内において、職員から東京電力パワーグリッド株式会社に対し当該変電設備の工事内容について聴取した。その結果、陳情者が届出を求める 2 年前の工事については変圧器の更新であり、内容から届出は不要であると考えられることから手続上不備はないものと判断した。
- 9 月 2 9 日 以前陳情者から消防署に電話をいただいた際に、2 年前の工事に関して、東京電力パワーグリッド株式会社から届出がされていないことについての質問や、東京電力パワーグリッド株式会社に事情聴取すべきとの意見に対し、担当者が、陳情第 4 4 号にあった「届出がないから分からない」、「権限がない」、「そちらでなぜ出さないのか東電に聞けばいいのでは」と発言したことに関して、本来であれば状況を確認し、十分な説明や丁寧な対応を行う必要があり、担当者ほかが当該マンションに出向し、接遇の不備や説明不足があったことについて陳情者に会い謝罪した。また、変電設備の条例の規制内容について陳情者に説明を行うとともに、今後東京電力パワーグリッド株式会社とも調整し、現場で条例の適合性について確認する旨伝えた。陳情者からは、少しでも変更があるのならまず届出をすべきなので、東京電力パワーグリッド株式会社は届出すべきであるとの意見をいただいた。
- 1 0 月 2 4 日 職員が陳情者及び東京電力パワーグリッド株式会社立会いの下、当該変電設備の現場確認を行うため出向したが、陳情者から東京電力パワーグリッド株式会社が届出をしていないことを理由に立会いを拒否されたため、確認を行わなかった。
- 1 1 月 2 4 日 川崎市火災予防条例、同火災予防規則、同火災予防事務処理規程等の法令の厳正な運用についての陳情（陳情第 4 4 号）が提出された。

令和 6 年

- 1 月 2 5 日 健康福祉委員会において陳情第 4 4 号について審議が行われた。（結果：不採択）

陳情第44号

「川崎市火災予防条例、同火災予防規則、同火災予防事務処理規程等の法令の厳正な運用についての陳情」

【具体的な内容】

- 1 設置後に変電設備を変更する場合についても、条例の趣旨からあらかじめ変更届出させ、その計画が条例の規定に適合するかを審査・検査すること。
- 2 消防当局は、早急に、東電に実態調査を指示し、変更届を提出するよう指導し、その全容を明らかにすること。
- 3 消防当局は、早急に、実態を把握し、消防情報管理システムを最新の状態にすべきです。



【消防局の考え（概要）】

- 1 変電設備を設置後に、火災予防条例で規定する位置、構造及び管理に変更がある場合は届出を要しますが、維持管理のために部品を一部交換する場合には届出を要しません。
- 2 東京電力パワーグリッド株式会社は届出の考え方を理解していること、また、マンション等に設置される東京電力パワーグリッド株式会社が管理する変電設備の火災発生状況を踏まえると、実態調査は不要と考えます。
- 3 消防情報管理システムについて、導入前に紙台帳で管理していた項目と入力する項目が異なっていたことから、システムへの移行時に一部入力情報のない項目が生じていますが、届出があった場合には現場を検査し、条例で定める位置、構造及び管理の基準に適合していることを確認しているため、届出の目的は既に果たしており、改めて実態を把握することは不要と考えます。

4 陳情第50号で、陳情者が不確かや虚偽的であると指摘した1月25日の理事者の答弁内容について

	陳情第50号（抜粋）	陳情第44号に関する会議録や本市の考え・解釈
1	陳情理由①について 複数の委員から「今回の事例（変圧器を4台全部を交換する場合）は、東京、横浜ではどうなるか。これが問題の核心ではないか。川崎市と同じなのか。」との質問がありましたが、そのたびに理事者（予防課長）は「全てについて届出を求めるものではなく、工事の内容を踏まえ、位置、構造及び管理に変更がないかを判断し、個別に検討する、と聞いております。」とのあいまいな答弁を繰り返し、正面から真摯に答えようとはしませんでした。	他都市との比較は複数の委員から質問がありましたが、会議録には「これが問題の核心である」という発言記録はございませんでした。論点のポイントとして具体的に挙げられているのは「届出の要否の基準の曖昧さ、分かりにくさ」または「そもそも委託者と事業者の契約の問題である」といった内容でございます。基準の曖昧さ、分かりにくさにつきましては、消防局側も認めたうえで運用基準等について作成を検討する旨を答弁しております。
2	陳情理由①について 理事者（予防部長・予防課長）の答弁は、上記したように「全てについて届出を求めるものではなく、工事の内容を踏まえ、位置、構造及び管理に変更がないかを判断し、個別に検討する、と聞いております。」と繰り返すばかりで、ごまかそうとしているようでした。	陳情第44号の趣旨は「条例、規則、事務処理規程等の厳正な運用」であり、具体的には「設置後に変電設備を変更する場合についても、条例の趣旨からあらかじめ変更を届け出させ審査・検査すること」とされておりました。また、陳情者の意見として「設置後、変更した場合でも、まず届け出させることが条例の趣旨」として、変更の場合は全て届出が必要であるとの主張でございました。これに対し、消防局としましては火災予防条例の目的から全ての変更について届出をさせる必要はないとの考えの下、他都市に対して「変更の工事全てについて届出を求めるか」と確認したため、このように答弁したもので、ごまかそうとしているとの指摘は当たらないものと考えております。
3	陳情理由①について 委員から「東京、横浜も川崎市と同じなのか。」との質問が続き、理事者（予防部長）は「東京、横浜も同じと考えて結構です。」と苦し紛れに明言しました。 審査後、陳情者は、不審に感じたことから東京消防庁（消防署）及び横浜市（消防署）に再度、「変電設備のうち、変圧器について4台全部を経年劣化で交換する場合でも届出を求めないのですか。」と確認したところ、「変圧器を全部ないし一部でも交換する場合は変更届を求めています。それは、変圧器が変電設備の主要な構成機器であり、位置、構造及び管理について確認する必要があるので、届出が必要です。」とのことでした。 川崎市は、変圧器の増設、移設の場合には届出が必要だが、交換の場合は維持管理の範疇と矮小化して届出は不要としているので、他都市とは明らかに違います。また、上記理事者（予防部長）の答弁は、その場しのぎの杜撰な答弁です。むしろ虚偽的な答弁ではないかと思われるものです。	陳情者は、理事者（予防部長）が「東京、横浜も同じと考えて結構です。」と発言しており、これが変圧器4台を交換する場合における答弁としては虚偽的ではないかと主張しております。会議録を確認いたしますと、その前段におきまして理事者（予防課長）が「東京及び横浜に伺ったところ、先ほどと同じ回答になってしまうんですけども、出力が変わるような場合や、火災危険性が高いものについては届出等を求めるというようなお話でした。」と答弁しており、これに対し委員から「それは川崎市も一緒だという理解でよろしいんですね。」と質問があったことに対して理事者（予防部長）が「同じという理解でよろしいと思います。」と答弁しております。届出の考え方について答弁したものであり、個別の事案（変圧器4台の交換）について同じであると答弁したものではありませんので、虚偽的な答弁であるとの指摘は当たらないものと考えております。

4	陳情理由①について 陳情第44号の問題は、変電設備の変圧器4台全部を交換した場合でも、変更届は不要とした当局の方針に端を発しており、そのことは消防局も承知しているにもかかわらず、具体的な事例（変圧器4台すべてを更新した場合）をもって他都市へ確認しているわけではありません。このことは、理事者（予防課長）も認めており、真摯な対応ではありません。むしろ変更届を出させていると確認はしたが、当局にとって不利になる情報なので、確認していないと答弁しているのではないかと疑わざるを得ません。	消防局が他都市への照会を行いましたのは、陳情第44号におきまして「変更はまず届出をさせるのが条例の趣旨」とであるという陳情者の主張に対して、陳情者が例に挙げておりました他都市の条例の趣旨を確認するために行ったものでございます。このため、変圧器4台の交換という個別の運用について確認したのではなく、「当局にとって不利になる情報なので、確認していないと答弁しているのではないか」との指摘は当たらないものと考えております。
5	陳情理由①について 陳情者が指摘した千葉市、明石市については、説明資料では一切触れていません。委員からも「確認していないのか。」と質問されても、明確な答弁はありませんでした。それは、両市では、明文化されており、川崎市消防当局にとって都合のよい解釈ができないからです。	陳情者が挙げておりました東京、横浜、千葉、明石につきましては、変更の届出について定めておりますが、このうち近隣の東京、横浜について参考としてその運用を確認したものでございます。そのため千葉及び明石について「全てにおいて求めているかどうかについては確認を行っておりません。」と答弁したものであり、陳情者が主張する「両市では、明文化されており、川崎市消防当局にとって都合のよい解釈ができないから」との指摘は当たらないものと考えております。
6	陳情理由②について 「今回の具体的な事例をもって照会したのか。そのうえで、東京、横浜と考え方は同じなのか。」という質問に、少し間をおいて消防行政の実質的な最終責任者である理事者（消防局長）が答弁に立ち、「今回の具体的な事例で確認はしていませんが、考え方は東京・横浜も、本市と同じです。」と言い切りました。しかし、他都市では変圧器の交換があった場合は、変更届を出させていますが、川崎市の考え方（変圧器の交換の場合は届出不要）とは違っており、局長の答弁は個別具体的な事例を確認していないにもかかわらず、答弁するなど極めて信頼性の低いものであり、コンプライアンスにおいて大きな問題です。	「出力が変わるような場合や、火災危険性の高いものについては届出等を求める。」との考え方は同じということを答弁したものでございます。また、会議録では、理事者（消防局長）は「やはりそれぞれの変電設備の状況というのが個別具体的に違いますので、ですから届け出されたものについては各本部でその状況を見て確認するということです」と、その時点で両本部に確認した内容に基づいて答弁しております。また、陳情第44号では、陳情者の主張に沿った条例を制定している都市のみが「他都市」として挙げられておりますが、各都市の条文の内容は国の条例例を例として様々であり、本市火災予防条例につきましてはこの条例例に基づいて制定されているものでございまして、特に緩和又は強化しているものではございません。

7	陳情理由③について 「変圧器は変電設備の主要構成機器ではないのか」と質問されても、理事者の答弁はあいまいな答弁を繰り返し、説明責任が果たされていません。	会議録にもございますが、委員は「変圧器というのは変電設備の中でどれくらいの重要度なのか、いわゆる火災発生に関連する部分で予防の部分でも重要な設備というふうになると思うが、この変電設備の中で変圧器はどのくらいのウエイトか。」と火災危険に着目した質問をしております「主要構成機器ではないのか」との質問はございません。これに対し理事者から「変圧器、コンデンサー等おのおのが火災危険を有しています」と明確に答弁しております、説明責任が果たされていないとの指摘は当たらないものと考えております。
8	陳情理由④について 委員から「資料の「陳情に対する本市の考え方」の「1」の項目の「市」の欄中の「条例の趣旨を超えて、事業者や市民の皆様に対し過度の負担となると考えております。」との記載があるが、過度の負担とはどういうことか。具体的に説明ください。」との質問に対し、理事者は「維持管理する際にすぐに対応する場合でも届出が必要となり、また、回数などもあり負担となります。さらに、設計資料の作成、届出後の審査・検査で消防職員が対応することとなり、これも負担となります。」と答弁しております。このように職員の負担も理由に上げるなど驚くべき答弁です。	会議録にもございますが、事業者や市民の皆様に対する過度の負担とはどういうことかとの委員からの質問に対しまして、「届出の作成等もございます。附属の設計図書等の添付、また、届出いただいた後の我々の検査等の立会いそのほかも含めて負担になるものと考えております。」と事業者の負担について答弁しております、「検査で消防職員が対応することとなり、これも負担となります。」との発言記録はございません。
9	陳情理由④について （変電設備の）実態としての耐用年数は30～35年くらいではないかとのことなので、マンションが存在する間に、1回の更新はあるということになりますが、更新届を出させても過度な負担とはとても考えられません。変圧器の交換する場合に変更届を出させている他都市は、過度の負担を設置者に課しているのでしょうか。	陳情第44号の趣旨は「条例、規則、事務処理規程等の厳正な運用」でありまして、具体的には「設置後に変電設備を変更する場合についても、条例の趣旨からあらかじめ変更を届け出させ審査・検査すること」でございました。これに対し、消防局としましては「変更の工事全てを届け出させるのは過度な負担である」としたものでございます。ところが陳情第50号では変圧器の更新にのみ焦点が当てられておりまして、30～35年に一度の届出が過度な負担とはとても考えられないとされております。実際には、維持管理に伴う様々な部品の交換が考えられ、陳情者が陳情第44号で主張しております「設置後に変電設備を変更する場合についても、条例の趣旨からあらかじめ届け出させ審査・検査すること」を厳正に運用した場合、多くの届出や検査への立会いが必要になり、事業者に過度な負担がかかることになるものと考えております。

10	陳情理由⑤について 理事者は、「設置後、変電設備を変更する場合、設置者自身で条例第14条第1項に定める「位置、構造及び管理」が変更ないかどうか判断して、変更がない場合は届出を不要としている。」と答弁していますが、条例で手続きや基準は市が定めるが、適用になるかどうかは設置者（事業者）が判断してくださいといっているようなもので、住民の代表である市議会の議決を得て市長が定めた条例の適用判断を放棄しています。	届出の範囲は全出力50kWを超えるものと火災予防条例で示し、内容につきましても明確に火災予防条例第14条で示しております。全ての案件について消防局への事前協議を課しているものではございませんので、届出の要否について一義的には事業者が判断されるものと考えております。なお、疑義がある場合は、他の法令や条例規制と同様に個別に協議を行っておりまして、条例の適用判断を放棄しているとの指摘は当たらないものと考えております。
11	陳情理由⑤について 平成3年以前に設置された変電設備については、設置場所、設置年月日の把握しかしていません。理事者は、「設置時に届が提出され、検査しているので問題ない。」と答弁しています。ところが、たとえば、変圧器を経年劣化で交換した場合でも、変更届を不要としているので、交換した変圧器の情報は一切把握していません。それでもなんら問題がないのでしょうか。	変圧器の技術基準を定めているのは、電気事業法でございまして、同法に基づき事業者が維持管理し、その所管行政庁は経済産業省となっております。消防局につきましては、火災予防の観点からその変電設備が設置されている室内の環境を中心に、可燃性のガスが滞留しないこと等を火災予防条例で定めているものでございます。そのため、維持管理に伴う変圧器の交換に際し、火災予防条例で定める位置、構造及び管理に変更がなく、出力の増加等による火災危険性の増大もないのであれば、火災予防条例に基づく届出は不要であり、火災予防上問題はないものと考えております。